

再評価

【ダム事業】

(補助事業等)

➤ 津付ダム建設事業	1
➤ 倉渚ダム建設事業	3
➤ 増田川ダム建設事業	5
➤ 大河内川ダム建設事業	8

<再評価>

事業名 (箇所名)	津付ダム建設事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 亘	事業 主体	岩手県
実施箇所	岩手県気仙郡住田町				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高48.6m、堤体積105千m ³ 、総貯水容量5,600千m ³				
事業期間	昭和56年度実施計画調査着手／平成12年度建設事業着手				
総事業費 (億円)	約141	残事業費(億円)	約71		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <p>・気仙川流域では、昭和23年9月、昭和54年10月、昭和56年8月洪水等により、甚大な浸水被害が発生している。また、近年でも平成11年7月、平成14年7月洪水等により、浸水被害が発生している。</p> <p>主な洪水実績：昭和23.9：全壊等18戸、半壊等5戸、床上浸水35戸、床下浸水54戸 主な洪水実績：昭和54.10：全壊等2戸、半壊等14戸、床上浸水58戸、床下浸水218戸 主な洪水実績：昭和56.8：全壊等1戸、半壊等55戸、床上浸水70戸、床下浸水60戸 主な洪水実績：平成11.7：半壊等6戸、床上浸水35戸、床下浸水180戸 主な洪水実績：平成14.7：半壊等1戸、床上浸水48戸、床下浸水296戸</p> <p><達成すべき目標></p> <p>・洪水調節</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <p>・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>				
便益の主な根拠	-				
事業全体の投資効率性	基準年度	-			
	B:総便益(億円)	C:総費用(億円)	B/C	B-C	EIRR (%)
	-	-	-	-	-
事業の効果等	・洪水調節：ダム地点の計画高水流量240m ³ /sのうち、175m ³ /sの洪水調節を行う。				
社会経済情勢等の変化	<p>・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により被災した気仙川下流域では、現在、復旧復興への取組みが進められている。津波対策として高田海岸堤防、気仙川水門、気仙川堤防沿いの避難路の整備、復旧復興の新しいまちづくりとして被災市街地復興土地区画整理事業等による宅地嵩上げ、三陸縦貫自動車道や国道等の整備が行われており、これらの取組みにより、気仙川下流沿いの人や生活拠点が大きく変化することとなる。</p>				
事業の進捗状況	<p>昭和56年度 実施計画調査に着手 平成11年度 河川整備基本方針及び河川整備計画策定 平成12年度 建設事業に着手 平成17年度 補償基準妥結 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 現在、生活再建段階であり、平成25年までの進捗率は、約50%(事業費ベース)</p>				
事業の進捗の見込み	・当面進捗の見込みはない				
コスト削減や代替案立案等の可能性	<p>・洪水調節について、震災に伴う復旧・復興事業など下流域の状況を踏まえ、治水の対策案を検討したところダム＋河川改修案に比べ河川改修案が経済的である。</p> <p>・本事業によらずとも河川整備計画において想定している目標と同程度の目標の達成が可能である。</p>				
対応方針	中止(平成27年度をもって補助金交付を中止)				
対応方針理由	<p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。</p> <p>・社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議) ※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。</p>				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>・検討の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「岩手県大規模事業評価専門委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。</p> <p><関連資料リンク></p> <p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第34回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tisuinoarikata/dai34kai/index.html</p>				

※3:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

津付ダム建設事業 位置図

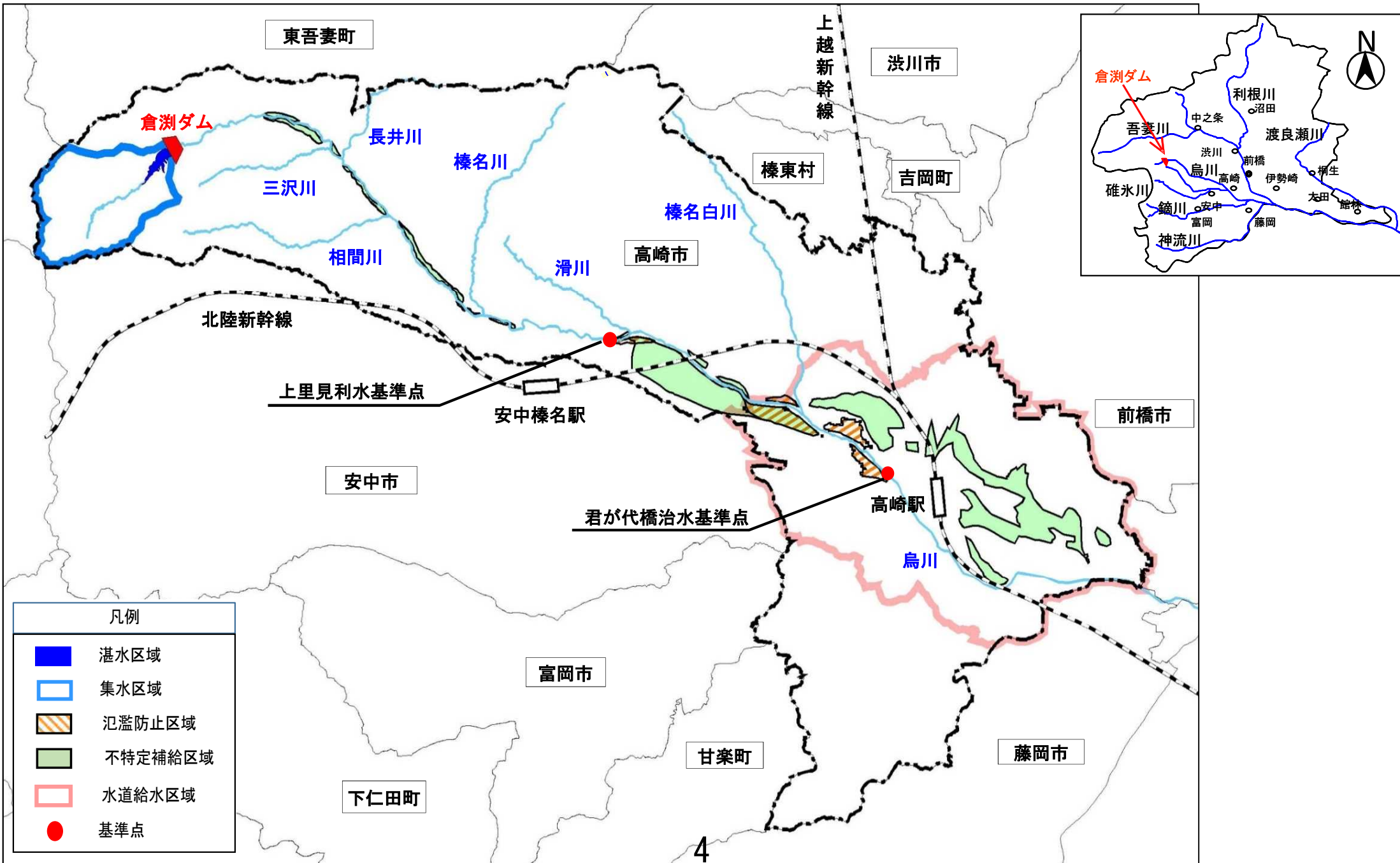


凡 例	
気仙川流域	
ダムサイト	
貯水区域	
集水区域	
洪水浸襲防止区域	
付替道路	

<再評価>

事業名 (箇所名)	倉渕ダム建設事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	群馬県
実施箇所	群馬県高崎市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高85.6m、堤体積564千m ³ 、総貯水容量11,600千m ³				
事業期間	昭和59年度実施計画調査着手／平成2年度建設事業着手				
総事業費 (億円)	約400	残事業費(億円)	約238		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・烏川流域では、昭和10年9月、昭和22年9月に浸水被害等が発生している。また、近年でも平成9、10、11年に洪水被害が発生している。 主な洪水実績：昭和10.9：流出倒壊333戸、半壊2,015戸、浸水2,358戸 主な洪水実績：昭和22.9：流出倒壊50戸、半壊40戸、床上浸水、2,578戸、床下浸水6,406戸 主な洪水実績：平成9.9：床上浸水11戸、床下浸水40戸 主な洪水実績：平成10.7：床上浸水1戸、床下浸水4戸 主な洪水実績：平成11.8：全壊1戸、半壊1戸 主な濁水の実績(高崎市水道) 主な濁水実績：昭和62.6～昭和62.8：取水制限(最大30%)：47日、減圧給水(最大30%)：25日 主な濁水実績：平成2.7～平成2.9：取水制限(最大30%)：18日、減圧給水(最大30%)：8日 主な濁水実績：平成6.7～平成6.9：取水制限(最大30%)：39日、減圧給水(最大30%)：25日 主な濁水実績：平成8.8～平成8.9：取水制限(最大30%)：18日、減圧給水(最大30%)：8日 <p><達成すべき目標></p> <p>洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水</p> <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 				
便益の主な根拠	-				
事業全体の投資効 率性	基準年度	-			
	B:総便益 (億円)	-	C:総費用(億円)	-	B/C
				-	B-C
				-	EIRR (%)
					-
事業の効 果等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：ダム地点の計画高水流量400m³/sのうち、300m³/sの洪水調節を行い、洪水被害を軽減する。 ・流水の正常な機能の維持：既得用水の補給と河川環境の保全を図るため安定した河川流量を確保する。 ・水道用水の補給：高崎市の水道用水として63,330m³/日の安定水源を確保する。 				
社会経済 情勢等 の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の流域の土地利用等を検討した結果、耕地面積が31.3%減少している。 ・高崎市は、水道用水の確保については農業用水の合理化等により倉渕ダム以外の水源による水利権の取得が可能となったことから、ダム建設に参画する必要性がなくなった。 				
事業の進 捗状況	<p>昭和59年度 実施計画調査着手 平成2年度 建設事業着手 平成14年度 烏川圏域河川整備計画認可 平成15年度 群馬県知事議事会答弁「当面の間、本体工事等残工事への着手を見合わせる」と表明 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 平成21年度 第29回群馬県公共事業再評価委員会→「事業中止(倉渕ダム建設事業は中止する方向で法定手続を進める。)」 現在、生活再建段階であり、平成25年度で進捗率は約41%(事業費ベース)。</p>				
事業の進 捗の見込 み	・当面の進捗の見込みはない。				
コスト縮減 や代替案 立案等の 可能性	<p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市水道のダム参画が不要となった。これにより、倉渕ダムの目的が治水対策だけになるため、ダムの洪水調節による被害軽減効果に変わりがないものの、多目的ダムとして建設した場合に比べ費用が増大したため、河川改修を優先させることとした。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市は、水需要の見直しを行った結果、新規必要量は、日量21,000m³となった。 ・高崎市は、水道用水の確保については農業用水の合理化等により倉渕ダム以外の水源が確保されたため、ダム建設に参画する必要性がなくなった。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上里見利水基準点における河川流況の経年変化や耕地面積が減少したこと等を踏まえ、ダムによって必要水量を確保する緊急性は低いと判断した。 				
対応方針	中止(平成27年度をもって補助金交付を中止)				
対応方針 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。 ・社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。 <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議) ※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。</p>				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「群馬県公共事業再評価委員会」へ意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <p><情報公開、意見聴取等の進め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年9月に地元代表者へ倉渕ダム中止に関する報告会を開催 <p><関連資料リンク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第34回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tisuinorikata/dai34kai/index.html <p>※3:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。</p>				

倉渚ダム建設事業位置図



<再評価>

事業名 (箇所名)	増田川ダム建設事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	群馬県
実施箇所	群馬県安中市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	ロックフィルダム、ダム高73.9m、堤体積1,882千m ³ 、総貯水容量5,100千m ³ 、有効貯水容量4,400千m ³				
事業期間	平成3年度実施計画調査着手／平成8年度建設事業着手				
総事業費 (億円)	約382	残事業費(億円)	約353		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・碓氷川流域では、昭和10年8月、昭和22年9月に浸水被害等が発生している。 主な洪水実績：昭和10.8：浸水884戸、半壊768戸、全壊流出114戸 主な洪水実績：昭和22.9：浸水610戸、半壊6戸、全壊流出7戸 主な漏水実績（安中市） 漏水実績：昭和62.6～昭和62.8 取水制限27日 漏水実績：平成2.7～平成2.9 取水制限9日 漏水実績：平成6.7～平成6.9 取水制限26日 漏水実績：平成8.8～平成8.9 取水制限10日 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 				
便益の主な根拠	-				
事業全体の投資効率性	基準年度	-			
	B:総便益(億円)	-	C:総費用(億円)	-	B/C
				-	B-C
				-	EIRR (%)
					-
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：ダム地点の計画高水流量330m³/sのうち、280m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：ダム地点下流の増田川及び九十九川沿川の既得取水の補給を行う等、既得取水の安定化・河川環境保全をはかる。 ・水道用水：安中市に対し新たに水道用水5,000m³/日の取水を可能とする。 				
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	<p>・利水事業者である富岡市(旧妙義町)は、市町村合併により旧富岡市の上水道との統合により水源確保が可能となったためダム建設に参画する必要がなくなった。安中市については、平成19年度の水道事業再評価により参画量が日量15,000m³から日量5,000m³に減量となったが、水源確保の必要性に変わりはない。</p> <p>平成 3年度 実施計画調査着手 平成 8年度 建設事業着手 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定 現在、調査・地元説明段階であり、平成25年度で進捗率は約8%(事業費ベース)。</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約4億円増額、工期については平成35年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 				
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を抽出した。 (1)ダム＋河道改修 (2)ダムの有効活用＋河道改修 (3)遊水地(調節池)等＋河道改修 (4)河道改修 ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「河道改修案」が優位と評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水参画者である安中市に、ダム事業参画継続の意思があることを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として、4案の新規利水対策案を抽出した。 (1)増田川ダム (2)利水専用ダム (3)河道外貯留施設 (4)ダム再開発 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「河道外貯留施設案」が優位と評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を抽出した。 (1)増田川ダム案 (2)不特定専用ダム案 (3)河道外貯留施設案 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「増田川ダム案」が優位と評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、流水の正常な機能維持においては、「増田川ダム案」が優位であるが、治水及び新規利水においては、他の対策案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は、「増田川ダムによらない対策案」が優位と評価した。 				

対応方針	中止(平成27年度をもって補助金交付を中止)
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。総合評価の結果が、「増田川ダムによらない対策案」が優位であり、検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「群馬県公共事業再評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <p><情報公開、意見聴取の進め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討過程において「増田川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」や「群馬県河川整備計画審査会委員からの意見聴取」を公開するなど情報公開を行うとともに、パブリックコメントを行い、広く意見を募集した。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 <p><関連資料リンク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第34回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tisuinoarikata/dai34kai/index.html

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

増田川ダム建設事業位置図



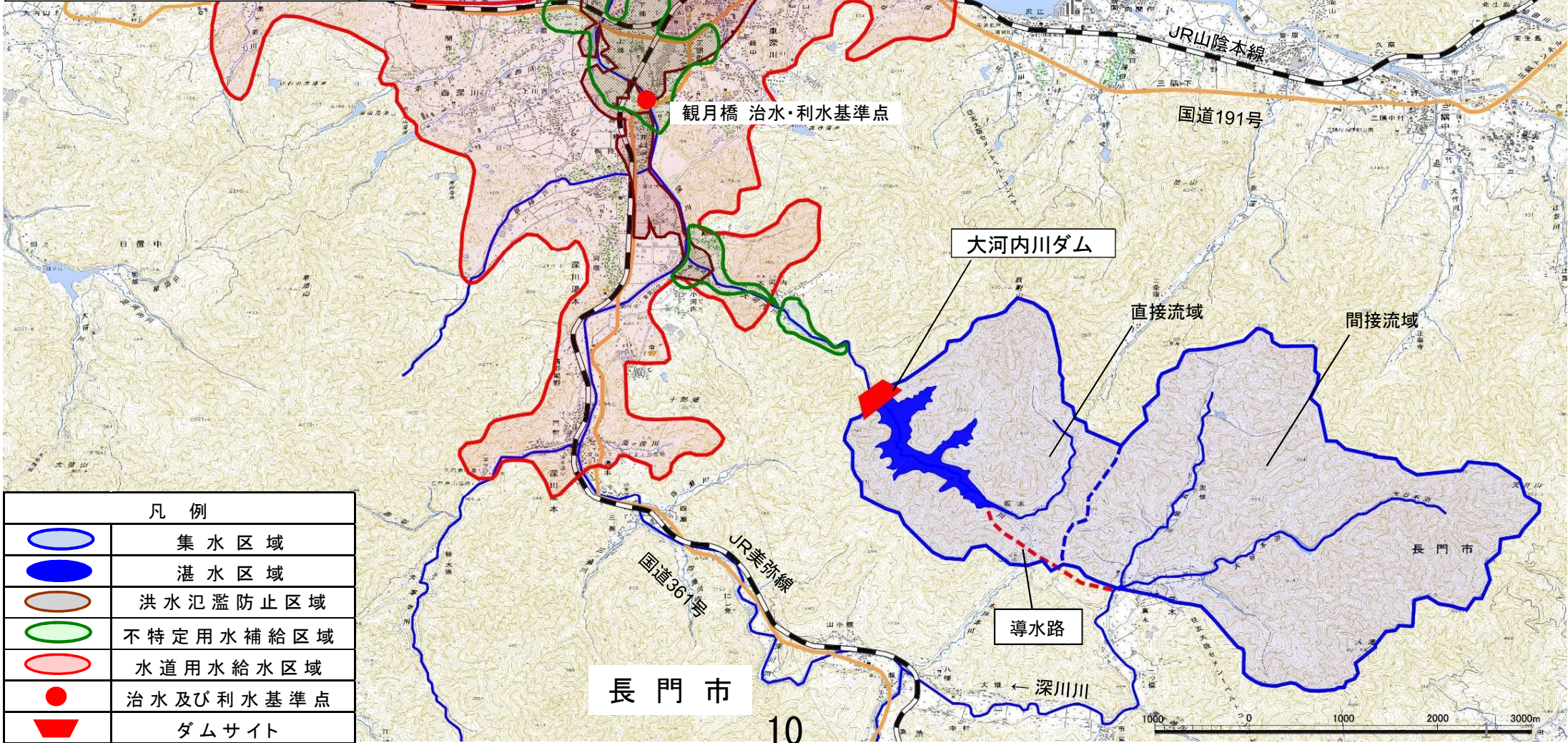
<再評価>

事業名 (箇所名)	大河内川ダム建設事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 亘	事業 主体	山口県
実施箇所	山口県長門市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高62.0m、堤体積110千m ³ 、総貯水容量4,190千m ³ 、有効貯水容量3,990千m ³				
事業期間	昭和50年実施計画調査着手／平成2年建設事業着手				
総事業費 (億円)	約240	残事業費(億円)	約144		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川川流域では昭和29年9月、昭和47年7月の洪水により甚大な被害が発生している。また近年でも平成11年6月の洪水により浸水被害が発生している。 主な洪水実績：昭和29.9：洞爺丸台風 全半壊30戸、床上浸水102戸、床下浸水845戸 主な洪水実績：昭和47.7：梅雨前線 半壊4戸、床下浸水41戸 主な洪水実績：平成11.6：梅雨前線 床下浸水4戸 主な濁水実績 昭和48年7月の濁水において深川川は水が干上がり農業用水の取水が困難となった。また水道用水の水源である井戸に塩分が混入し、長門市の4,874戸で最大13日断水となり、18,000人が影響を受けた。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 				
便益の主な根拠	<p>洪水調節に係る便益：</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均浸水軽減戸数：58戸 年平均浸水軽減面積：8.2ha <p>流水の正常な機能の維持に関する便益：</p> <ul style="list-style-type: none"> 流水の正常な機能の維持に関して大河内川ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上 				
事業全体の投資効率性	基準年度	平成25年度			
	B:総便益(億円)	340	C:総費用(億円)	254	B/C
				1.3	B-C
				86	EIRR(%)
					7.1
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：治水基準点(観月橋)で、基本高水のピーク流量780m³/sのうち110m³/sの洪水調節を行うなど、深川川及び大河内川沿川地域の被害を防御する。 ・流水の正常な機能の維持：既得用水の安定化や流水の清潔の保持、動植物の生息・生育環境の保全等に必要な流量として、利水基準点(観月橋)で概ね0.35m³/sを確保する。 ・水道用水：長門市の水道用水として新たに取水される流量(1,000m³/日)を確保する。 				
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	<ul style="list-style-type: none"> ・深川川流域に位置する長門市では、昭和30年から平成22年の間で、人口が減少傾向にある。 ・平成26年2月にダムによる新規取水量を水需要計画の見直しにより8,000m³/日から1,000m³/日に変更した。 昭和50年 実施計画調査着手 平成 2年 建設事業着手 平成 6年 補償基準妥結 平成21年 新たな基準に沿った検証の対象事業に選定 現在、生活再建工事中であり、平成25年度で進捗率は約40%(事業費ベース)。 <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約76億円の増額、工期については平成37年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 				
事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性	<p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、4案の治水対策案を抽出した。 (1)大河内川ダム＋導水路＋河川改修(現計画) (2)河川改修 (3)放水路＋河川改修 (4)遊水池＋河川改修 ・7つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「大河内川ダム＋導水路＋河川改修案」が優位と評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、長門市の必要な開発量は、水道用水日量1,000m³であることを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として、5案の利水対策案を抽出した。 (1)大河内川ダム (2)河道外貯留施設 (3)地下水取水 (4)ため池 (5)水道事業上水受水 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「大河内川ダム案」が優位と評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画(案)において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を抽出した。 (1)大河内川ダム (2)河道外貯留施設 ・6つの評価軸について評価した。 ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「大河内川ダム案」が優位と評価した。 				

	<p>【検証対象ダム総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 目的別の総合評価の結果が、全ての目的で大河内川ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は「大河内川ダム案＋導水路＋河川改修」が優位と評価した。
対応方針	継続(補助金交付を継続)
対応方針理由	<ul style="list-style-type: none"> 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的には、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(大河内川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(大河内川ダム＋導水路＋河川改修)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「継続」とする。 ※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 検討過程において「山口県公共事業評価委員会」への意見聴取を行い、対応方針を決定した。 <p><情報公開、意見聴取等の進め方></p> <ul style="list-style-type: none"> 検討過程において、「深川川川づくり検討委員会」を公開するなど情報公開を行った。 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。 <p><関連資料リンク></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第34回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai34kai/index.html

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

大河内川ダム建設事業 位置図



凡例	
	集水区域
	湛水区域
	洪水氾濫防止区域
	不特定用水補給区域
	水道用水給水区域
	治水及び利水基準点
	ダムサイト

長門市